

2020年4月28日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員
市川 弥生次

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について

2020年4月21日付け報告徴収命令（20200417資第24号。以下、「追加報告徴収命令」という。）について、下記のとおり報告します。

記

1 本報告の経緯

当社は、電気事業法（以下、「法」という。）第106条第3項の規定に基づき、経済産業大臣から2020年4月6日付けで発出された、関西電力株式会社の役職員による金品受領等（以下、「本件事案」という。）に類似する事案の有無等に関する報告徴収命令（20200406資第10号）に対し、4月16日付けで回答文書を、また、4月21日付けで補足文書を提出した。

その後、2020年4月21日付けで、経済産業大臣から当社に対して、法106条第3項の規定に基づき、役職員による金品受領の有無等に関する追加報告徴収命令が発出された。

このため、当社は、所要の調査を行い、本報告を取り纏めた。

なお、本報告にあたっては、2020年4月27日開催の第3回取締役会において、4月16日付け回答文書及び4月21日付け補足文書の内容とともに、上記調査の結果及び本報告案の内容を報告のうえ、同日開催の第6回コンプライアンス推進会議において、本報告の取り纏めに際して行った調査等のプロセス及び結果が妥当であることを確認したうえで、同年4月28日に社長が本報告内容を決定している。

2 追加報告徴収命令において報告することを求められた事項

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

※現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。

※内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

※現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。

※報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

3 追加報告徴収命令に対する報告

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

ア 役職員による金品受領の有無について

現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対する聞き取り又は電子メールによる調査、並びに、内部通報窓口等の過去10年間の記録の調査の結果、役職員による儀礼の範囲を超える金品受領はなかった。

<調査概要>

対象期間		①現 役：2020年4月1日現在 ②経験者：過去10年間(2010年度～2019年度) [分社前]	
対象者	役員	調査期間	①2020年4月23日～同年4月24日 ②2020年4月22日～同年4月23日
		調査の実施主体	①コンプライアンス推進会議事務局長 (一部、中部電力株式会社(以下、HDという。)秘書室員) ②HD秘書室員
		役 職	取締役、監査役、社長執行役員他役付執行役員
		部 門	①－ ②送配電事業等に関わる部門
		人 数	32名(①6名、②26名)※ ※うち21名(①4名、②17名)は下記の工事発注に係る実質的な権限を有する役職員にも該当(重複)
		工事発注に係る実質的な権限を有する役職員	調査期間
	調査の実施主体		①②HDマネジメントサービス本部調達センター員 (一部、HD秘書室員及び監査役室員)
	役 職		取締役、社長執行役員他役付執行役員、本社[店]部長、本社[店]グループ長、支社[店]長、支社[店]部長、支社[店]課長等(所属長以上)
	部 門		①調達部門 ②送配電事業等に関わる調達部門
	人 数		105名(①23名、②82名)※ ※うち21名(①2名、②19名)は上記の役員にも該当(重複)
	「実質的な権限を有する」の考え方		所属長以上の立場で工事発注権限※を有した者 (所属員に対して責任を持つ立場である所属長以上) ※本社[店]グループ長以上：3千万円超 支社[店]等課長以上：2百万円超
	回答者数		137名(延べ人数)
回 答 率		100%	
調査方法		聞き取り又は電子メール	
質問内容		(調達権限を有する役職に在任中に) 儀礼の範囲を超える金品を受領したことがありますか	

内部通報窓口等の記録の調査	調査期間	①2020年4月21日～同年4月28日 ②2020年4月24日～同年4月28日
	実施主体	①HDコンプライアンス推進会議事務局（HD経営管理本部法務グループ員） ②コンプライアンス推進会議事務局（総務部法務グループ員）
	対象物	過去10年間（2010年4月1日～2020年4月28日現在）の各内部通報窓口（ヘルプライン）*の受付・対応状況一覧表（件名・概要）（①493件、②14件）及び各件名の詳細な対応記録（①17件、②14件） ※別紙参照
	確認方法	①上記一覧表にて金品受領に類する対象相談件名を抽出のうえ、対象相談件名の対応記録の内容を確認 ②全件名の上記一覧表及び対応記録の内容を確認

【参考：追加報告徴収命令前（本件事案発覚時）に実施した調査】
（4月16日付け回答文書及び4月21日付け補足文書の内容）

調査結果	儀礼の範囲を超える金品受領はなかった	
調査期間	①2019年9月30日 ②2019年10月16日～同年10月25日	
調査の実施主体	HD秘書室員	
対象期間	現 役：2019年9月30日現在 [分社前]	
対象者	役 職	①役付執行役員 ②執行役員
	部 門	電力ネットワークカンパニー
	人 数	14名
回答者数	14名	
回 答 率	100%	
調査方法	聞き取り	
質問内容	儀礼の範囲を超える接待・金品を受領したことがありますか	

イ 役職員による不適切な工事発注・契約の有無について

現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対する聞き取り又は電子メールによる調査、並びに、内部通報窓口等の過去10年間の記録の調査の結果、役職員による不適切な工事発注・契約はなかった。

<調査概要>

対象期間		①現 役：2020年4月1日現在 ②経験者：過去10年間（2010年度～2019年度）[分社前]	
対象者	役員	調査期間	①2020年4月23日～同年4月24日 ②2020年4月22日～同年4月23日
		調査の実施主体	①コンプライアンス推進会議事務局長 （一部、HD秘書室員） ②HD秘書室員
		役 職	取締役、監査役、社長執行役員他役付執行役員
		部 門	①－ ②送配電事業等に関わる部門
		人 数	32名（①6名、②26名）※ ※うち21名（①4名、②17名）は下記の工事発注に係る実質的な権限を有する役職員にも該当（重複）
		工事発注に係る実質的な権限を有する役職員	調査期間
	調査の実施主体		①②HDマネジメントサービス本部調達センター員 （一部、HD秘書室員及び監査役室員）
	役 職		取締役、社長執行役員他役付執行役員、本社[店]部長、本社[店]グループ長、支社[店]長、支社[店]部長、支社[店]課長等（所属長以上）
	部 門		①調達部門 ②送配電事業等に関わる調達部門
	人 数		105名（①23名、②82名）※ ※うち21名（①2名、②19名）は上記の役員にも該当（重複）
	「実質的な権限を有する」の考え方		所属長以上の立場で工事発注権限*を有した者 （所属員に対して責任を持つ立場である所属長以上） ※本社[店]グループ長以上：3千万円超 支社[店]等課長以上：2百万円超
	回答者数		137名（延べ人数）
回 答 率		100%	
調査方法		聞き取り又は電子メール	
質問内容		（調達権限を有する役職に在任中に）不適切な工事発注・契約*を行ったことがありますか ※特定の者に対する事前の発注情報の提供、事前の発注約束、合理的な理由のない特命発注等	

内部通報窓口等の記録の調査	調査期間	①2020年4月21日～同年4月28日 ②2020年4月24日～同年4月28日
	実施主体	①HDコンプライアンス推進会議事務局（HD経営管理本部法務グループ員） ②コンプライアンス推進会議事務局（総務部法務グループ員）
	対象物	過去10年間（2010年4月1日～2020年4月28日現在）の各内部通報窓口（ヘルプライン）*の受付・対応状況一覧表（件名・概要）（①493件、②14件）及び各件名の詳細な対応記録（①10件、②14件） ※別紙参照
	確認方法	①上記一覧表にて工事発注・契約に類する対象相談件名を抽出のうえ、対象相談件名の対応記録の内容を確認 ②全件名の上記一覧表及び対応記録の内容を確認

【参考：追加報告徴収命令前に実施した調査等】

（4月16日付け回答文書及び4月21日付け補足文書の内容）

2018年5月、電力ネットワークカンパニー名古屋支社技術部送電グループが実施した送電線工事における工事費の不適切精算による工事請負会社への過払い事象が判明したことを受け、2010（平成22）年度以降の全社の送電線工事について調査を実施した（2018年5月25日プレスリリース）。

これに伴い、同期間における他部門の工事についても調査を実施しているが、いずれにおいても、不適切な工事発注・契約は確認されなかった。

その後、2019年度には、上記事象の再発防止策の実施状況について、内部監査を実施しているが、当該内部監査においては、再発防止策がほぼ適切に実施されていることが確認されており、適正取引徹底の取り組みを継続して行っている。

（2）電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

当社は、2020年4月1日を効力発生日とする吸収分割により、中部電力株式会社から一般送配電事業等を承継した会社であり、該当する事案はない。

以上

【別紙】当社の内部通報制度（ヘルプライン）の概要

利用対象者	役職員及び退職者、非正規従業員及び当社の取引先労働者
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 社内窓口：コンプライアンス推進会議事務局※ (総務部法務グループ内) 社外窓口：社外弁護士 <p>※総務部長（事務局長）、管理職及び担当者、法務経験者及び他部門出身者、男性及び女性担当者など多様なメンバーから成る。対応にあたっては、複数のメンバーで協議しているほか、相談内容に応じて、適宜、外部の専門家（弁護士）の助言を得ている。</p>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子メール、手紙、電話又は面談（社外窓口は電子メールのみ）による。 匿名、無記名での相談も受け付けている。
利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業務とは関係のない個人の行動に係る事項で、かつ当社及びグループ全体への影響がないと判断される事項 虚偽又は他人への誹謗・中傷を目的とした事項
相談者保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 社内規程において、相談者保護及び機密保持を義務付けており、違反者に対する罰則規定を設けている。 調査にあたり、協力者には相談者保護及び機密保持の徹底を依頼するとともに、違反者に対する処分の可能性を警告している。
水平展開	再発防止及びコンプライアンス意識の向上の観点から、コンプライアンス推進会議において、水平展開が望ましいと判断した事案について、相談者保護の徹底を図ったうえで、社内ホームページ上で周知・公表している。
検証・評価	コンプライアンス推進会議において、半期に一度、通報案件全数について審議し、対応の適正性を検証・評価している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 社内規程において、経営幹部（副社長、室・部長、支社長）に対し、重大なコンプライアンス違反事象が発生した場合の報告を義務付けている。 HD及び中部電力ミライズ株式会社にもそれぞれ当社の内部通報制度に準じた内部通報窓口が設置されており、3社の事務局が、効率的かつ実効的な運用に協力・連携している。 重大なコンプライアンス違反事象に関するものについては、HDの事務局に対し、相談者保護を徹底したうえで報告している。 当社グループの役職員が共同利用できる内部通報窓口も利用している。

以 上